

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷七十二第

行發日一月七年三和昭

論叢

一般社會學の概念 文學博士 米田庄太郎

經濟靜態について 文學博士 高田保馬

目的稅論 法學博士 神戸正雄

保險と偶然 經濟學博士 小島昌太郎

說苑

計算貨幣と交換貨幣 經濟學士 福井孝治

經濟法の概念 經濟學士 橋本文雄

雜錄

希臘現代の經濟學 法學士 山口正太郎

大戰中の佛蘭西の通貨 經濟學士 島本融

フォン・ペロウ教授を憶ふ 經濟學士 上田藤十郎

獨逸都市の財政統計 經濟學博士 汐見三郎

保 險 と 偶 然

小 島 昌 太 郎

一

保險とは何であるかといふことは、これを二つの方面から言ひ表はすことが出来る。一つは、これを人間の行爲として、他の一つは人間の作つた或種の仕組として。

保險を以て人間の一種の行爲であると見るのは、その動態に着目したものであり、またこれを人間の作つた一種の仕組であると見るのは、その靜態に着目したものである。従來、保險を解説した學者の説明は、専ら、これを一つの仕組と見る立場より言ひ表はして居る。勿論、これを言ひ表はす言葉は必ずしも一樣でなく、寧ろ區々になつて居る。

最も古くは、學者一般に保險を以て一つの契約 (Agreement; Vertrag) であると説明した。その後、ワグナー (Wagner) は「保險は一つの經濟上の制度 (wirtschaftliche Einrichtung) である」と云ひ、コンラッド (Conrad)・ローネー (Loewy)・ブナーター (Brämer)・フナマゴー (Hülse) も均しくこの言葉を用ゐ、マーマネス (Manes)・エミンゲンハウス (Eminghaus) の如きは「經濟上

の仕組 (wirtschaftliche Veranstaltung)] であるから、また、レキシス (Lexis) は「組織 (Organization) 」から言葉を用ひ、ヴォルナー (Wöner) は「合同 (Vereinigung) 」から語を用ひて居る。アメリカの學者のうちでも、ウキレット (Willitt) の如き、リーゲル、ローモン (Riegel and Loman) の如きは、「社會的仕組 (Social device) 」から言葉を以てこれを説明して居る。¹⁾

かくの如く、學者の保險に對する説明は、悉く、靜態に着目した説明である。併し、保險は、必ずしも、その靜態にのみ着目すべきものとは限らない。また、その靜態でなければ吾々の意識にのほり得ないものでもない。吾々は、これをその動態に於て意識する場合もあり、従つて動態的に説明することも固より可能である。即ち、保險は、これを、靜態的と動態的と、二つの方面から觀察し得らるゝものである。

私が、曩に保險學の本質を説明したる場合には、これをその動態に着目して説明した。即ち曰ふ。

「保險學は、社會生活を營む人類が交換原則の下に於てその所要の物的資料を、未來の偶然なる變化に處して、尙ほ、確實に獲得使用するを可能ならしめんことを工夫する所の現象を、研究する學問である。

1) 詳細は拙著「保險本質論」第三章を見らるべし
2) 本誌第二十六卷第四號「保險學の本質」

「一般に人類が、交換原則の下に於て、その生活に要する物的資料を獲得使用する所の現象を研究對象とするものは、經濟學である。保險學は、もとより、この一般的經濟現象を研究の對象とするものではない。たゞ、そのうちより、人類が將來を考慮し、その偶然なる變化を豫想し、かゝる變化に遭遇することあるも、生活に要する物的資料を、尙ほ、確實に獲得使用することを得んがため、その目的に適當する所の、現在より未來への準備をなすの現象、即ち、保險と名づけらるゝ現象を抜き來つて、これを研究の對象とするものである。」

この保險學の説明のうちに、私は簡單ながら、保險の本質の何たるかを述べて居る。諸者のうちで、保險に關する著書論文を、日本の著者のものでも、歐米の學者のものでも、一通り讀んだ人があるならば、私の右の説明は、從來のものど頗る異なるものなるを直ちに氣付くであらう。それは、從來のものは、前に述べたやうに、専ら靜態的の説明であり、私の右の説明は、その動態に着目したものであるからである。併し乍ら、また、諸者のうちに、保險に關する理論的考察はともかくとして、殊に、その傳統的説明に囚はるゝことなく、實際的立場より、靜に、保險といふものが世間に行はるゝの所以と、その實狀とを考察する人があるならば、私がこゝに述ぶる所の解説により、右の動態的説明の適正なることを諒解するであらう。

さて、保險なるものが、吾々の世界に存在する根本理由は、今日の經濟組織に或る缺陷があるがため、これを補完するの必要あるに基く。今日の經濟組織は更めて説くまでもなく、私有權を基礎とし、交換の原則によつて統制せられて居るものであつて、これによつて秩序が保たれて居るのである。そして交換の原則なるものは、貨幣價値を以て標量の基準となし、その均等といふことによつて、交換を規律して居るのである。もとより、そこには、或る自然人の指導的意思が、この組織の全般を號令して居る譯のものではない。併し、その故を以て、今日の經濟組織が無規律無秩序のものであると即斷するならば、それは頗る大なる誤謬である。交換の原則といふものが、右に述ぶるが如く、自働的な統制作用を司つて居るからである。

かくて、今日の經濟組織は、貨幣價値が標量の基準となり、交換の原則が自働的統制作用を司ることによつて、吾々の物的生活を現に見るが如き形態に展開せしめたのである。そして、各人の經濟は交換の原則によつて相互に有機的に結び付き、社會經濟といふものを組織して居る。併し、交換の原則は、各人の物的生活を各人の自由と責任の下に置くを本態とするがため、この各人の經濟が集つて組織する所の社會經濟といはるゝものは、組成員たる各人の私經濟に對し何等直接に保障の責任をもつ制度になつて居ない。

然るに、人生は偶然に支配せらるゝ所多きものである。物的生活を營むの自由と責任をもつ

所の各人が、その私經濟を經營するために、一定の規律を立て、入を量つて出るを制するの準則に據つて、謂はゆる經濟の獨立を保持するの努力を盡しつゝある場合に於ても、自然的、人爲的若しくは社會的の何等かの偶然なる事件が発生して、その規律的經濟活動を妨げ、或はこれを攪亂して、遂にその私經濟を衰退滅亡せしむることがないとは限らない。否、かくの如きは、寧ろ屢々ある所の事柄である。而も、かくの如き場合に於ても、社會經濟そのものは、私經濟を直接に救済するの責任をもつのではない。故に、吾々の經濟生活は偶然なる事件の發生に脅かさるゝ所の不安定なものである。そして、このことが、吾々の經濟組織に於ける一つの缺陷である。

今日の經濟組織にはかくの如きの缺陷があり、吾々の經濟生活はかくの如くに不安定なものである。それ故にかくの如きの缺陷あることを知り、かくの如くに不安定なるを自覺するからには、將來の偶然なる變化に處するため、各人の經濟は何等かの準備をして置かなければならぬ。その準備によりて、不安定なる經濟生活を安固ならしむるの方法をとらなければ、吾々は安じて日々の生活を營むことが出来ない。こゝに於て、吾々の經濟生活が、未來に於て偶然なる變化に遭遇することあるも、尙ほ、その所要の物的資料を確實に獲得使用し得るの方法として、同じ事情の下にある多數人が共同して、現在より未來への準備をなすことゝなる。かくの如き經濟準備(wirtschaftliche Vorsorge)としてなす所の經濟行爲が、即ち保險といはるゝものである。

右に述べたる所は、保險の動態に着目したる説明である。私は、嘗て、保險を定義して、「保險とは、經濟生活を安固ならしむるがために、多數の經濟主體が團結して、大數法の原則に従ひ、最も經濟的に共通準備財産を作成する仕組である」と、述べたことがあつた。これは、保險の靜態に着目した説明である。そして私は、今日でも、この定義は、靜態の立場よりするものとして、總ての種類の保險に適用し得ると共に、またこれによりて、保險と然らざるものとを區別し得る所の適當なるものであると信じて居る。

たゞ、この定義のうち「最も經濟的に」といふ文言は、私のつもりでは、保險と他の種類の經濟準備とを比較すれば、偶然なる事件に對する準備たる點に於て、保險が「最も經濟的」なるを言ひ表はしたものである。併し乍ら、保險そのもの、發達に着目して言へば、今日總ての保險は必ずしも、完全なる域にまで發達したものばかりではなく、將來尙ほ大なる發達の餘地を剩すものもあつて、保險の目標とする事件に關聯せる「偶然性」の研究の進むにつれて、益々完璧に近づかんとするものもある。そして、それが、完璧に近けば近づく程、「より經濟的な」共通準備財産を作成する仕組となる。故に、この意味に於て、——即ち、保險の發達といふことに着目すれば——、今日、存在する保險を一概に「最も經濟的な」共通準備財産を作成する仕組であるとは言へない。

尤も、私が、定義のうちはこの文言を用いた趣旨は、前述の如く、保險を他種の經濟準備に比較したる意味に於て、あつて、その意味に於ては、保險を以て「最も經濟的に共通準備財産を作成する仕組である」といふのは正しい。併し、短い文章より成る定義のなかに、この意味を確實に誤解なき様に言ひ表はし得る所の文言を挿入することは困難であると共に、他方には、前述の如く、保險そのもの、發達に着目する読み方からは、あのまゝの文章では、誤解を誘ふの危険もある。そして、定義のうちには、必ずしも、他種の經濟準備と比較して保險が最も經濟的な仕組なることを特に言ひ表はして置くにも及ばないこともある。故に、私は、最近には、定義のうちから、この「最も」といふ文言を削除すること、し、「保險本質論」の第二版には、「保險とは、經濟生活を安固ならしむるがために、多數の經濟主體が團結して、大數法の原則に従ひ、經濟的に共通準備財産を作成する仕組である」と言ひ改めた。

元來、定義といふものは、研究客體の概括的内容を明かにすると共に、その研究の限界を表示するもので、それによりて理論の範圍を規畫し諒解の混雜を避くるに役立つものではあるが、併しそれだけまた、この目的に役立つだけの正確さをもつ定義を下すことは頗る困難なる事柄である。殊にまた餘りに定義に於ける字句の精細を尊び、總ての理論をこれより演繹するの態度をと

り、それが理論を進めるについての一標識たることを忘却するときは、もの、本質の研究がやゝもすればその本領を逸して概念の遊戯に墮する危険を伴ふ。また定義なるものは、正確なることを要するは、勿論であるけれども、それが必ずしも、研究客體の總ての具體的なる内容を遺漏なく表示するものたるを要しないものである。かくの如きはその客體に關する詳細なる理論と説明とを竣つて明かとなる所であるからである。定義なるものはたゞそれが説明の基本となり、これによりて、研究客體とするものと他の然らざるものとの限界が明瞭となり、正當確實なる諒解に誘くに役立つならば、それによりてその用を盡す譯である。そして、定義はその文言が右に述べたる目的の範圍内に於て、簡單なるを要するのである。私が、前に述べたる保險の定義も亦、右の趣旨によりてこれを表明したものである。

四

今、この保險を靜態として觀察した所の右の定義と、前に保險學の説明のうちに述べたる保險を動態として觀察したる説明とを比較するに、保險學の内容として述べたる「社會生活を營む人類が交換原則の下に於て、その所要の物的資料を未來の偶然なる變化に處して、尙ほ、確實に獲得使用するを可能ならしめんことを工夫」して出來たものが即ち、「經濟生活を安固ならしむるがために、多數の經濟主體が團結して大數法の原則に従ひ、經濟的に共通準備財産を作成する仕組」

なのである。そして、その一方の説明に於て、「人類が」といふは、他方に於て「多數の經濟主體が」といふに當り、「交換原則の下に於ける社會生活」は即ち「經濟生活」に外ならず、「その所要の物的資料を未來の偶然なる變化に處して、尙ほ、確實に獲得使用するを可能ならしむる」といふは、「經濟生活を安固ならしむる」ことであり、且つ未來の偶然なる變化に處して、尙ほ「確實に獲得使用するを可能ならしめんがためには」、「大數法の原則に従ひて」「偶然」の裡に存する「規律性」を見出し、これに適合する所の方法をとるを要するものである。かくて、經濟生活に於ける行動として、かくの如き目的を達成するに適合するものを「工夫」すれば、「多數の經濟主體が團結して共通準備財産を作成する仕組」をつくるより外にはない。

たゞ、それが經濟的なること、即ち醜金負擔なるべく少くして、準備財産たるの目的をなるべくよく達成するといふことが實現し得らるゝの程度如何は、大數法の原則を應用し得るの範圍如何に依存する所である。かの古くより存在して大なる發達を遂げた所の生命保險の如きにありては、この「偶然」のうちに存する「規律性」も相當正確に發見せられて居り、従つて共通準備財産作成のための大數法應用の程度も甚だ大であつて、これを作成するための醜金、即ち保険料は、これを集めて積立てたる總額が、恰も之を支拂ひたる人々が保險によりて受取ることゝなるべき金額と同額となる様に、頗る合理的に算出せられて居るのである。併し、新たに成立したる保險

であつて、未だその保険の目ざす所の事件につき「偶然」の「規律性」を正確に見出し得ざるものにあつては、その保険料なるものは、かくの如く合理的なるものではなく、従つて、これを積立てゝも、その總額が、これを支拂つた人々の受取ることゝなるべき金額に不足するか、過剰となるか、が不明なるものである。故に、一つの保険が進歩せるものであるか、または原始的なるものであるかは、その保険料の算出が、「偶然」のうちに於ける「規律性」の發見に、如何に多く基礎を置いて居るかに依存する所である。

五

右に述ぶる所によつて、私は、保険をその靜態並びに動態に於て觀察した。これによつて、保險と偶然とは如何に關係深きものであるかの一般を述べ得た積りである。即ち吾々の經濟生活に於て、未來に偶然なる變化が起ることなければ、保險も存在しないのであり、且つ、この保險は、「偶然」のうちに存する「規律性」を利用することによつて成立するものである。

かくの如く、保險なるもの、存在は、「偶然」の存在の上に基礎付けられて居る。そして、この「偶然」が「損害の發生」と關聯する場合には、「危険」(Risk; Risiko, Gefahr)といふ概念を形作るものであるから、古く、保險は損害を填補するものであるといふ思想が學者の頭を支配して居つた時代には、「危険なければ保險なし」(Ohne Gefahr keine Versicherung) ¹⁾ なるいはれたもの

1) Elster, Die Lebensversicherung in Deutschland, Hall 1880, S. 24.

である。即ち、今日の學說より言へば、「偶然なければ保險なし」といふ意味である。

また保險は、右に述べたるが如く、「偶然」のうちに存する「規律性」を發見し、大數法の原理によつてこれを保險料算出の基礎として用ゐ、個々のものについて存する「偶然」を、不特定多數のものに於ては、その「規律性の發見」により「必然化する」ことによりて成立するものである。故にこの點に着眼する學者は、「保險は偶然を利用して偶然を除く」(Ueberwindung des Zufalls durch Ausnutzung des Zufalls) 方法を用ゐるものであるといひ、また、「偶然の克服のためへの偶然の利用」(die Ausnutzung des Zufalls zur Ueberwindung des Zufalls) といふことが保險の特性をなすものであるといふ。²⁾

保險と偶然とはかくの如く、頗るその關係の密なるものである。然らば、その謂ふ所の「偶然」とは何であるか。

保險學者が偶然の意義について説明する所はいづれも頗る簡單であつて、未だその真相を明かにしたものあるを知らない。かのエーレンベルグの如きは、保險者の給付(保險金の支拂)について、何等かの不確定が存在すること、即ち現實に給付をなすに至るや否や(Ob)が不確定なるか、給付をなすの時期(wann)が不確定なるか、若しくは給付の額(wieviel)が不確定なるか、このいづれか三者の不確定なることを以て、保險に於ける偶然性を認めたのである。³⁾併し、かくの如

1) Hülse, Versicherung und Wirtschaft: Eine Untersuchung über den Begriff der Versicherung in der Volkswirtschaftslehre. (Jahrb. f. Nationalökonomie und Statistik, Jena 1915, Bd 104) S. 320.

2) Hülse, Versicherungswissenschaft und Versicherungskunde; Eine Un-

き説明にては、未だ「偶然」の真相を明かにすることが出来ない。よりにて私は、こゝに「偶然」の意義について特に述べんと欲するものである。

六

「偶然」とは「必然」に對立する概念である。「偶然」にあらざるものは「必然」であり、「必然」にあらざるものは「偶然」である。私の解する所によれば、「必然」といひ「偶然」といふは、或ことの存在若しくは發生と、人間のこれに對する知得との關係であつて、そのこれを知得するに至るの徑路が立證的方法を以て説明し得るときは、「必然」であり、立證的方法を以て説明し得ざるときは「偶然」である。立證的方法といふは、苟も普通の理性を有する人に對しては、何人に對しても、理解せしめ得る方法である。こゝに存在若しくは發生と、二つに別けて言葉を使ふけれども、これは、そのいづれか一方の言葉だけでもこと足る譯である。併し、諒解の便利のため姑くこの兩語を併せ用ゐる。

偶然も必然も、共に、客觀的事實が人間の主觀に交渉をもつ場合に存することである。客觀の世界それ自體には偶然もなく、必然もない。そして吾々が「偶然」といふ概念をもち、また「必然」といふ概念をもつ場合には、客觀的事實の存在若しくは發生の方に觀察の重點を置くことがあり、または、その知得の方に觀察の重點を置くことがある。即ち、人間が或る客觀的事實の存在若し

tersuchung über das Wesen der Versicherungslehre. (Zeitschrift f. d. g. Versicherungswissenschaft. Bd. 17, Berlin 1917), S. 49.

- 3) V. Ehrenberg, Artikel "Begriff" in Manes Versicherungsllexikon, 1te Aufl. S. 210.

くは發生を知得するとき、その人が如何にしてこれを知得するかを、何人に對しても、苟も理性を有するものに對して、理解せしめ得る場合には、その客觀的事實の存在若しくは發生は必然であるといはれ、その知得するの徑路を説明し得ざる場合には、その存在若しくは發生は偶然であるといふのであるが、併しこれは、客觀的事實の存在若しくは發生に觀察の重點を置いた場合であつて、若し知得の方に觀察の重點を置くならば、そのこれを知得したことが、或は必然といはれ、或は偶然といはれる。

「必然」といひ、「偶然」といふ場合に於て、或事實の存在若しくは發生と、その知得との時間的關係は、必ずしもその一方が他方よりも先きまたは後なることを要しない。即ち、事實が知得よりも先にある場合の偶然と、事實と知得とが同時なる場合の偶然と、事實が知得よりも後なる場合の偶然との三つがある。

或事實の存在若しくは發生が既にありて、後に之を知得する場合にありても、その知得の徑路を立證的に説明し得る場合にはその知得は必然であるといはれ、これを説明し得ざる場合には、その知得は偶然であるといはれる。例へば、或船舶が絶海の孤島に漂流したるの事實を、その附近を航海した船舶よりの通信によりて知得したる場合には、之を知得するは必然であるが、未だ何等の通信に接受せざる以前に於て既にこの事實を知得するものあるにしても、それは偶然である。

また、或る事實の存在若しくは、發生と、これが知得とが同時なる場合に於ても、そのこれを知得したることを立證的に説明し得ざる場合には、その存在、發生若しくは知得は偶然であるといはれる。例へば、今、一つの閉鎖せられた箱の中に赤球と白球とが存在する場合に、これを開かずして、その各々がいくつあるかを知得したる場合に於て、彼がその球を箱に收めたる人より既にその各々の數を聞き居たる場合には、その數の赤球並びに白球の存在すること、及び彼がこれを知得せることは必然であり、然らずして、單なる冥想によりてこれを知得したるものなることは、その存在または知得は偶然である。

更に、或る事實の存在若しくは發生の以前に於て、既に之を知得する場合に於て、その豫知したるの方法若しくは徑路を立證的に説明し得る場合には、その存在、發生若しくは豫知は必然であり、これを立證的に説明し得ざる場合には、縦ひその豫知したる通りの事實が存在するに至り、または發生することゝなるも、その存在、發生若しくは豫知は偶然である。例へば、赤球と白球とを收容すると思はれたる箱の中から、一個づゝ球がころがり出づることになり居るときに、その最初に出づる球の赤なることを言ふものがあるとする。そして愈々球を出して見るに果して赤球がころがり出たとする。併しこの場合に於て彼がその最初の球の赤なることを知りたるの徑路が、箱の中の球は外部より考へられたが如くに赤球と白球とが混合して居るのではなくて、實

は悉くが赤球なることを知り居るにある場合には、赤球の出ることも、最初に出る球の赤球なることも、彼がこれを豫知し居ることも、共に必然である。併し彼が箱の内容を全く知らず、箱の中に赤球と白球とが混在する場合にあつては、最初に出る球の赤球なることも、彼がこれを豫知し居ることも、共に偶然である。

私は、右に述ぶるが如く、偶然といふことも必然といふことも、共に事實と知得との關係にあるものと解する。故に、或る一人にとつて偶然なることも、他の一人にとつては必然なることもある。手品師の演技は、観客にとつては偶然であるが、手品師自身にとつては必然である。

七

偶然も必然も共に事實と知得との關係たるに止まるといふことを更に他の方面から説明して見やう。そして、前に述べた最後の場合、即ち事實が知得の後なる場合、通常、豫見、豫知と稱せらるゝ場合に例をとる。

こゝに四つの場合がある。第一は、十分に健全なる種子を植木鉢の砂中に埋めて置いて、それが發芽した場合である。第二は、それが發芽しなかつた場合である。第三は、何等の種子を埋めて置かなかつて、また何ものも發芽しなかつた場合である。第四は、何等の種子を埋めて置かないのに植木鉢の砂中から發芽した場合である。この四つのうちで、第一の場合の發芽、第三の場

合の不發芽は必然であるといはれ、第二の場合の不發芽と、第四の場合の發芽とは偶然であるといはれる。それは、第一の場合に於て發芽すること及び第三の場合の不發芽は、初めより豫想せられた所がその儘に結果して、そしてその豫想は立證的方法を以て説明し得るからである。また、第二の場合の不發芽と第四の場合の發芽とは、全く豫想に反する所であつて、豫め立證的方法を以て説明し得る所は、寧ろ第二の場合に於てはその發芽であり、第四の場合に於てはその不發芽であるからである。この第二の場合の不發芽と第四の場合の發芽とは、豫めそのことあるを立證的方法を以て説明することを得ないものであるからである。

併しかくの如きことが、或は必然といはれ、或は偶然といはれるのは、發芽若しくは不發芽といふ客觀的事實が、人間の主觀たる知覺と關聯するの徑路が、一方は豫め立證的方法を以て、説明し得るものであり、他方は然らざるからである。單純なる客觀の世界に於ては、第二の場合に於て健全なる種子が發芽しないことは、必ずその然るべき事情があるのであつて、例へば種子を圍繞した土が腐敗性細菌を含有して居つたといふやうな事情によるのである。然らばこの場合の不發芽は客觀的事實としては寧ろ必然である。また第四の場合の發芽も、風が種子を運んで來て、その鉢のうちに落したとか、又は鳥が運んだとか、必ず客觀的事情としては、その然るべき事情があるからである。然らば、これも寧ろ、客觀的事實としては必然である。

また、客觀的事實の立場より言へば、第一の場合の發芽も寧ろ偶然である。何となれば、如何に健全なる種子といつても、それが第二の場合の如く、その發芽を妨げる所の腐敗性微菌を含む土に圍繞せられずに濟むとは、限らないからである。更に第三の場合の不發芽も、純客觀の立場からは、寧ろ偶然といつてもよい。何となれば、これも第四の場合の如く、風か鳥か種子を運ぶことが往々あるものであるに拘はらず、この場合には運ばなかつたからである。

かくの如く、純然たる客觀の世界にあつては、第一の場合に於て、發芽したことは、第二の場合の不發芽と同様に偶然であるといつてもよく、または、第二の場合の不發芽は第一の場合の發芽と同様に必然であるといつてよい。これと同じく、第三の場合の不發芽は、第四の場合の發芽と共に、之を偶然といつてもよく、第四の場合の發芽も第三の場合の不發芽と同様に必然であるといつてもよい。故に、必然といひ偶然といつても、それはたゞ客觀的事實が人間の主觀に交渉をもつ場合のことであつて、客觀の世界自體には必然もなく偶然もない。

私は右に述ぶるが如く、偶然といふは、人間が客觀的事實の存在若しくは發生を知得する場合に、その知得の徑路を立證的方法を以て説明し得ざる場合に存するのであると解する。然るに科學の進歩は、次第に宇宙の秘を發き、人間に對して立證的方法を以て説明し得るの領域を益々擴

張しつゝあるは何人も疑はざる所である。故に、私をして言はしむれば、科學の進歩は、「偶然」の領域を縮少し、「必然」の領域を擴大するものである。

或は、客觀の世界に偶然の存在するを想像するものがあるかも知れない。前掲の例に従つてこれを述べれば、植木鉢に土を盛り、これを硝子函に入れ、硝子板を以て上を密閉し、沸騰點以上の熱氣を以て、完全に生物の存在を許さざるまで、相當の時間これを熱し置きたる後、そのまゝの状態に放置したる場合に、何物も發芽することなき場合には、それは必然であるけれども、かゝる植木鉢より何らかの植物が發芽したる場合に、それこそ偶然といふべきものではないか、といふものがあるかも知れない。併しかくの如きは「不可能の可能」を想像することであつて、「必然」に存在し得ざる「偶然」の存在を認めんとするものである。何となれば、かくの如き場合の不發芽は、既に科學によりて、その領域が擴張せられたる「必然」に屬することであるからである。即ち、右の例の如きは、その硝子函の中より植木鉢を取り除き、その函の中に植物の發芽を想像するにも等しく、また更に、その硝子函をも取り除き、更にこれを載せたる臺をも取り除き、空中、一物の支へるものなき處で植物の發芽を想像すると等しきもので、單に、想像の遊戲のうちにのみ存在し得る偶然である。學問的意味に於ける偶然ではない。

八

また、私の解する所によれば、前述の如く、立證的方法を以てその知得の徑路を説明し得るものは、偶然ではなくして必然である。故に、縦ひ、個々の場合に於て、その發生不發生が立證的方法を以て豫知し得ざるもので、偶然と稱すべきものであつても、不特定に多數の場合を集合し、大數的現象として觀察し、統計や蓋然率論の應用によりて、その發生若しくは不發生が豫知し得る場合には、その發生若しくは不發生は必然である。何となれば、この大數現象たる場合に於ては、その發生若しくは不發生の豫知の徑路が統計や蓋然率論にあるのだから、これを立證的方法を以て説明し得るからである。即ち個々の具體的なる場合に於ては偶然なるものも、大數的現象のうちにあつては、必然に轉化する。かくの如きことも、偶然及び必然といふことが、事實と人間の知得との關係に於て存する所の意味なるによる。併し、偶然が大數的現象に於ては必然に轉化するといつても、その必然は大數的現象としてであつて、個々の具體的なる事實の發生不發生としては、その知得が立證的方法を以て説明し得られざる限りやはり偶然として殘存する。

九

かくて、保險に於て謂ふ所の偶然なる事件といふものは、その事件の發生の知得が立證的方法を以て説明し得るか、若しくは事件の發生そのもの、豫知は立證的方法を以て説明し得るにしても、その發生の時點、即ちいつ發生するかといふことの豫知が立證的方法を以て説明し得ざる

ものである。保險の著書に於て、偶然なる事件といふものを簡單に説明して、その發生若しくは發生の時點の不確定なるものといふは、即ちこの意味に解すべきものである。

私が、この「偶然」の説明に於て、發生の知得と單に言ふたのは、右の發生そのもの、知得と、發生の時點の知得とを併せ含むの意味である。偶然といふことの説明は、右に述べたるが如く、如何に明瞭に述べんと試みても、多少複雑なるものであるから、なるべく説明を簡單ならしむるために、發生そのもの及び發生の時點を併せ含むで單に之を發生といつたのである。

私は、また、この説明に於て、知得が立證的方法を以て説明し得るや否やを以て偶然と必然との區別の標準とした。人間の知得は、必ずしも立證的方法を以てその徑路を説明し得るもののみとは限らないかも知れない。人間は、立證的方法を以て説明し得ざる所の徑路によりて、事物を知得するの能力をもつて居らぬと、斷言することは擅斷であるかも知れない。併し、それは今日の科學の範圍外に屬する。偶然も必然も科學的立場に於て立言し得るものである。科學を離るれば、偶然もなく必然もない。科學が極端に終局の完全まで進歩することあらば、偶然はなくなり必然のみの世界となるであらう。科學が今日の狀態にあつて、尙ほ進歩の道程にあるが故に、偶然もあり必然もあるのである。

(三・六・十四)